証券コード　6091
2021年10月８日

株　主　各　位

岡山市北区島田本町２丁目５番35号
株式会社ウエスコホールディングス
代表取締役社長　山　地　　弘

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

書面（郵送）により事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月26日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

なお、本株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。また、今後の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.wescohd.co.jp/）にてお知らせいたします。

敬　具

記

１．日　　時　2021年10月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　岡山市北区駅元町１番５
ホテルグランヴィア岡山　４階　フェニックスの間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第８期（2020年８月１日から2021年７月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第８期（2020年８月１日から2021年７月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.wescohd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
・事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「注記事項」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記事項」
　したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、事業報告につき監査役が監査報告を、連結計算書類および計算書類につき会計監査人ならびに監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.wescohd.co.jp/）において掲載し、周知させていただきます。

【当日ご出席いただく株主様へのお願い】

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

1．株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症に関する感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。また、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方や体調不良と思われる方につきましては、ご入場を制限させていただく場合がございます。

2．本株主総会は、会場の座席間隔を確保することから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。このため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度から継続して、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されるなど、様々な経済活動が制限されており、景気の先行きは依然として不透明な状況にて推移いたしました。

このような経済環境の中、当社グループを取り巻く市場環境におきましては、当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業では、近年甚大化する自然災害等に対応するために、2021年度からは政府による「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」が始まり、建設コンサルタント業界の果たすべき役割は大きく、事業環境は堅調に推移しております。

一方で、スポーツ施設運営事業および水族館運営事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人的交流や移動の制限、インバウンド需要の低下等の影響が深刻となっております。今後は、世界的なワクチンの普及により新型コロナウイルス感染症が収束し、経済活動が正常化する期待はあるものの、従来株よりも感染力の強い変異株が拡大しており、スポーツ施設の利用会員数や水族館の来館者数が回復するまでには一定の時間を要する見通しです。

なお、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症による業績への影響が、今後2022年７月期まで続くとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は137億７千４百万円（前連結会計年度比0.2％増）となり、損益面では、営業利益は８億２千５百万円（前連結会計年度比3.9％増）、経常利益は10億５千７百万円（前連結会計年度比19.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は７億８千４百万円（前連結会計年度比52.6％増）となりました。

なお、損益面におきましては、経常利益は、営業利益が増益になったことに加え、匿名組合投資利益７千４百万円、補助金収入４千６百万円がそれぞれ営業外収益として計上されております。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、上記要因に加え、本社建物の一部解体工事に伴う特別損失５千９百万円を計上したものの、事業所の移転に伴う保有不動産の売却等により、固定資産売却益１億４千９百万円を特別利益として計上したことにより、大幅な増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(総合建設コンサルタント事業)

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業におきましては、ＩＣＴを活用した事業領域の拡大と組織力の強化、働き方改革に資する魅力ある職場環境の整備を基本方針として、総合建設コンサルタント事業を営む株式会社ウエスコ、株式会社西日本技術コンサルタント、株式会社アイコン、株式会社オーライズの連結子会社４社間で人材・技術交流等を行うなど連携して、持続的な企業成長に向けた取組みを推進してまいりました。

市場環境としては、政府による「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」として、甚大化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進が重点対策としてそれぞれ予算計上されており、これらの推進により堅調に推移しております。

このような状況の中、総合建設コンサルタント事業では、国土強靭化のための業務を重点分野と位置付け、積極的な事業活動を行っております。風水害や大規模地震対策としては、浸水想定区域図の作成や砂防堰堤等の防災施設の調査・設計業務を行い、流砂形態の連続性を考慮した土砂・洪水氾濫解析モデルの構築を研究開発として取組んでおります。

また、国土交通省では「無電柱化推進計画」が策定され、2021年度から５年間で約4,000㎞の新たな無電柱化に着手することが計画目標として定められました。災害発生時において、緊急輸送道路での電柱の倒壊が緊急車両等の通行を妨げるなど、災害時の救援活動の大きな問題となっております。従前より、無電柱化業務では西日本を中心に専属チームを発足して対応しており、受注拡大に伴い体制強化を図っております。

予防保全型インフラメンテナンスでは、橋梁・道路構造物・トンネル等の点検業務が中心であり、特に橋梁点検においては、日本全国で約72万の橋があり５年間に１回の法定点検が必要となっております。これに対応するために、橋梁を計測機器等で撮影・測量し、ＡＩ（人工知能）を活用して劣化状況の画像診断を行い、ＣＡＤ図面を作成するなど、業務効率化に資する新たな点検手法について研究開発を推進しております。

今後の競合優勢性の確保のためには、研究開発の促進のみならず、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進を課題として認識しており、最新計測機器を利用したデジタル技術の活用や３次元データを利用した発注者との迅速・円滑な合意形成の促進等を図っております。

当連結会計年度の完成業務高に占める主要な業務分野別受注では、橋梁・道路施設点検や土砂災害防止調査、砂防堰堤の調査設計等の防災・減災関連業務が増加しており、引き続き強みとしている土木設計分野を中心に新たな事業領域への参入を目指してまいります。

また、発注者別の受注割合は、国等・県・市町村でそれぞれ概ね３割程度の構成となっておりますが、前連結会計年度比で国土交通省からの防災・減災関連の大型案件が増加し、地域別では、四国地方および関西地方の売上が増加いたしました。引き続き、西日本を中心に事業展開を行い、ＰＰＰ・ＰＦＩ等の官民連携事業の事業領域の拡大を図ってまいります。

なお、当セグメントにおける新型コロナウイルス感染症の影響は、一部の業務において契約工期の変更等がありましたが、WEB会議システムの活用やテレワーク体制の整備により軽微なものとなっております。また、リモートの活用については、今後の多様な働き方を見据えて、継続して積極的な推進を行います。

これらの結果、当連結会計年度の総合建設コンサルタント事業の売上高は、前連結会計年度からの豊富な繰越業務量が確保されていたことや、橋梁点検等の２カ年業務、環状道路設計等の大型案件が完成したこと、および、防災・減災関連の点検調査業務や土砂災害対策、無電柱化業務の増加により、125億１千７百万円（前連結会計年度比5.7％増）となりました。また、受注高は128億５千６百万円（前連結会計年度比9.4％増）、受注残高は92億７千万円（前連結会計年度比3.8％増）となりました。

損益面におきましては、総業務量が増加している中で、生産工程の平準化・人員配置の最適化により作業効率が改善したことに加え、発注者とのＷＥＢ会議システムの定着によって遠隔地への移動時間が削減となり、生産性の向上や売上原価率が低減したことを主因として、営業利益は10億３百万円（前連結会計年度比5.5％増）となりました。

（スポーツ施設運営事業）

スポーツ施設運営事業におきましては、主要大型フィットネスジムであるエイブル岡山店・広島店を中心に、24時間運営のＷ－ＦＩＴ24、岡山市の御津スポーツパークの指定管理事業等を展開しております。

市場環境としては、開催が延期されていた「東京2020オリンピック・パラリンピック」の開催や健康志向の高まりにより、スポーツ市場全体の活性化が期待されている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により人的交流や移動の自粛要請があることや、全国のスポーツ施設でのクラスターの発生事例等による心象悪化から、施設利用会員が大幅に減少するなど深刻な影響を及ぼしております。

当連結会計年度においては、緊急事態宣言により一部店舗の時短営業や全館休館、休会受付等を行ったこともあり、前連結会計年度末比で会員数は10.6％減少し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う減少傾向に歯止めがかかっておりません。また、国内で感染が確認された2020年１月末対比では、会員数は19.3％減少、休会者は115.0％増加しており、ワクチン接種により経済活動が正常化する期待はあるものの、事業環境が改善するまでには一定の時間を要する見通しです。

このような状況の中、各施設において新型コロナウイルス感染症対策として、施設内での来館者の検温、トレーニングマシンのアルコール消毒、飛沫感染防止フィルムの設置、スタジオプログラムの少人数定員制等の対策を講じ、お客様と従業員の安心と安全の確保に努めております。

当連結会計年度においては、事業規模拡大のため、Ｗ－ＦＩＴ24のフランチャイズ３号店として、倉敷リンクスランド店を出店いたしました。今後もフランチャイズを含めた店舗展開を強化していく方針です。

これらの結果、当連結会計年度のスポーツ施設運営事業の売上高は、2020年４月に開始した指定管理事業や24時間運営のＷ－ＦＩＴ24の総社店、倉敷リンクスランド店の店舗拡大が増収に寄与した一方、新型コロナウイルス感染症の影響による休会・退会者が増加したことにより、５億９千９百万円（前連結会計年度比1.6％増）となりました。損益面におきましては、広告宣伝費等の経費削減に努めるも、岡山市の御津スポーツパークにおいて、施設の修繕・維持管理費として6千６百万円を計上したことを主因として、営業損失は３千１百万円（前連結会計年度は３百万円の営業損失）となりました。

なお、中国経済産業局から研究開発に関する補助金や岡山市、岡山労働局等から新型コロナウイルス感染症に関連する各種補助金を受けており、４千６百万円を営業外収益に計上しております。

（水族館運営事業）

水族館運営事業におきましては、前連結会計年度である2020年３月末を以て、神戸市立須磨海浜水族園の指定管理事業が契約期間満了に伴い終了となり、香川県宇多津町の四国水族館の管理・運営を中心に事業展開を行っております。

四国水族館の運営については、当社の連結子会社である株式会社アクアメントと、事業会社である株式会社四国水族館開発との間で、マネジメントコントラクト方式の水族館運営受委託契約を締結しております。当該契約の概要については、株式会社アクアメントは、基本運営業務委託費として四国水族館にて計上される営業総収入の一定割合を基本報酬、営業総利益の一定割合をインセンティブ報酬としてそれぞれ株式会社四国水族館開発から報酬を受け取る内容となっております。したがって、株式会社アクアメントが四国水族館の入館料等を直接的に売上計上するものではないため、当社グループでの損益影響は軽微なものとなります。

市場環境としては、スポーツ施設運営事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されており、依然として先行きは不透明な状況にて推移しております。

このような状況の中、当連結会計年度の四国水族館の来館者数の累計は、約73万人であり、来館者数の推移は新型コロナウイルスの感染状況の推移に連動する傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の影響もあり、来館者数は当初予想よりも大幅な減少となっております。

今後の事業展開としては、2021年10月29日に兵庫県神戸市中央区新港町において、文化施設棟「神戸ポートミュージアム」内に、劇場型アクアリウムを基本コンセプトとした水族館「ａｔｏａ（アトア）」を開業いたします。当該水族館は、舞台美術やデジタルアートの演出による、都市と共存する次世代エンターテイメント施設として運営を行ってまいります。

これらの結果、当連結会計年度の水族館運営事業の売上高は、神戸市立須磨海浜水族園の指定管理事業を撤退したことにより、３億２千５百万円（前連結会計年度比66.5％減）、損益面におきましては、営業利益は１千３百万円（前連結会計年度比54.8％減）と大幅な減収・減益となりました。

当連結グループにおけるセグメントの売上高の状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	構成比（％）
総合建設コンサルタント事業	12,517	90.9
スポーツ施設運営事業	599	4.3
水族館運営事業	325	2.4
その他事業	331	2.4
合計	13,774	100.0

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金および運転資金は、主として自己資金により充当いたしました。

(4) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第５期 2018年７月期	第６期 2019年７月期	第７期 2020年７月期	第８期 2021年７月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	12,064	13,170	13,745	13,774
経常利益（百万円）	799	825	887	1,057
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	702	941	514	784
１株当たり当期純利益（円）	46.61	62.47	34.13	52.55
総資産（百万円）	17,818	18,251	19,354	19,650
純資産（百万円）	13,120	13,784	14,009	14,488
１株当たり純資産額（円）	870.74	914.90	929.81	984.55

(注) 記載金額（１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第５期 2018年７月期	第６期 2019年７月期	第７期 2020年７月期	第８期 2021年７月期 (当事業年度)
営業収益（百万円）	607	648	718	722
経常利益（百万円）	326	298	320	452
当期純利益（百万円）	317	314	319	533
１株当たり当期純利益（円）	21.04	20.87	21.17	35.72
総資産（百万円）	11,639	11,660	11,654	11,906
純資産（百万円）	11,444	11,482	11,511	11,739
１株当たり純資産額（円）	759.52	762.07	764.02	797.73

(注) 記載金額（１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（2021年７月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ウエスコ	百万円 100	% 100	総合建設コンサルタント事業、不動産事業
㈱西日本技術コンサルタント	50	100	総合建設コンサルタント事業
㈱アイコン	40	100	総合建設コンサルタント事業
㈱オーライズ	35	100	総合建設コンサルタント事業
㈱エヌ・シー・ピー	50	100	スポーツ施設運営事業
㈱アクアメント	50	100	水族館運営事業
㈱ＮＣＰサプライ	50	100	複写製本事業

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により急激に変化しており、経営環境の変化に応じた機動的な施策を遂行していく必要があります。

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業においては、公共事業予算の状況等に鑑み、事業環境が堅調に推移している一方、持続的な成長企業となるべく、DX（デジタルトランスフォーメーション）や働き方改革、SDGｓ（持続可能な開発目標）、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）等の様々な経営課題に対して対応が求められております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、地方自治体を中心に新型コロナウイルス感染症対策の財政支出の増加や税収の減少等により、公共事業関係予算が減少していく懸念があります。

また、スポーツ施設運営事業および水族館運営事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が深刻であり、「新しい生活様式」に対応したサービスの提供体制を構築することが不可欠となります。

このような状況の中、当社グループにおける主要な対処すべき課題は、次のとおりであります。

①主力事業の強化

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業は、測量・調査・設計の各分野で専門技術力を向上し、生産工程の見直しや人材の最適配置等による生産効率化により、高収益ビジネスモデルを構築する必要があります。また、建設分野で推進されているＢＩM/ＣＩM等の３次元技術の向上や研究開発により他社との差別化を図り、競争優位性を確保することを経営課題として認識しております。

従来の受注形態においては、指名競争入札が中心でありましたが、総合評価方式やプロポーザル方式の増加により、ニーズ喚起からソリューション営業を強化し、組織の生産能力の進捗等を総合的に勘案した受注確保を行う必要があります。

技術面においては、甚大化する自然災害に対して、国土強靭化が求められている中、当該関連業務の技術を向上させることのみならず、災害発生時において迅速に対応できる組織体制の整備を行い、応急復旧、災害査定設計の正確で効果的な対応に取組んでまいります。

今後は、迫り来る大規模地震を想定したＢＣＰ（事業継続計画）の見直しやサイバー犯罪等の事業リスクが多様・複雑化してきている中で、これらに対応した事業基盤の確立を図ってまいります。

②人材開発

近年、少子高齢化が進展する中で、担い手の確保は重要な課題となっており、新卒・中途採用の活動を強化していく必要があります。また、当社グループの従業員の平均年齢は46歳となっており、これまでに培った技術や知見の継承および定年延長や再雇用等の人事体系の見直しを重要な経営課題として認識しております。

このため、人材獲得においては、当社グループの認知度の向上のための広報活動ならびにインターンシップの積極的な受入れを行い、魅力的で活力ある風通しのよい職場風土を構築いたします。

　また、人材育成においては、階層別・部門別研修や、グループ会社間交流等の研修企画を充実し、若手・中堅層の育成を行う必要があります。新型コロナウイルス感染症の影響により、リモート環境下での若手・中堅層の育成が課題となっておりますが、ＷＥＢ会議システムや各種クラウドシステム等の活用により、円滑な連携体制を構築し、各領域の相互補完を行ってまいります。

③事業領域の拡大
　総合建設コンサルタント事業においては、引き続き基盤である西日本を中心とした地域密着型の事業展開に加え、関東・東海地方への事業所展開や人材配置を拡大し、事業領域を拡大することを課題としております。
　また、現在は官公庁中心の受注形態となっている中、上下水道分野を中心にＰＰＰ・ＰＦＩ、コンセッション等による公共施設の維持管理・運営事業について、事業パートナーとの取組みを強化し参画していくことで事業領域の拡大を推進してまいります。
　スポーツ施設運営事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用会員数が大幅に減少している状況であり、「新しい生活様式」に対応したサービスの提供が求められております。
　このような状況の中、24時間運営のフィットネスジムのＷ－ＦＩＴ24は、主要大型店舗に比し安定した業績で推移しており、商圏調査を十分に行い、新規出店やフランチャイズ加盟店舗の募集を強化してまいります。
　水族館運営事業においては、神戸市立須磨海浜水族園の指定管理事業が契約期間満了に伴い終了したことにより、業績が大幅に減収・減益となっております。これまでの運営実績や香川県宇多津町の四国水族館の開業実績を活かし、2021年10月に兵庫県神戸市中央区新港町に開業予定の水族館「ａｔｏａ（アトア）」の開業支援に注力してまいります。

　株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容（2021年７月31日現在）

① 総合建設コンサルタント事業
② スポーツ施設運営事業
③ 水族館運営事業

(8) 主要な事業所（2021年７月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	岡山市北区

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地
㈱ウエスコ	岡山市北区
㈱オーライズ	岡山市北区
㈱エヌ・シー・ピー	岡山市北区
㈱ＮＣＰサプライ	岡山市北区
㈱西日本技術コンサルタント	滋賀県草津市
㈱アイコン	兵庫県姫路市
㈱アクアメント	神戸市中央区

(9) 使用人の状況（2021年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（前連結会計年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
699名（44名増）	46.3歳	15.0年

（注） 上記の使用人数には、短期雇用契約社員344名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
17名（２名増）	45.8歳	3.2年

(10) 主要な借入先（2021年７月31日現在）

特に記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2021年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　　普通株式　70,000,000株
② 発行済株式の総数　　普通株式　17,724,297株
③ 株主数　　8,947名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ウエスコ学術振興財団	1,800千株	12.23%
光通信株式会社	1,208千株	8.21%
公益財団法人加納美術振興財団	1,000千株	6.80%
ウエスコ社員持株会	776千株	5.27%
株式会社山陰合同銀行	700千株	4.76%
加納佳世子	423千株	2.88%
森一成	343千株	2.33%
住友生命保険相互会社	299千株	2.03%
株式会社トマト銀行	257千株	1.75%
株式会社建設技術研究所	180千株	1.22%

（注）　持株比率は自己株式3,008,074株を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	40,000株	２名
社外取締役	－株	－名
監査役	5,000株	１名

（注）１．当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16ページ「４．(5)当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載しております。
２．上記には、2020年10月27日開催の第７回定時株主総会終結の時を以て退任した取締役１名に対して交付した株式が含まれております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2021年７月31日現在）

会社における地位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山地　弘		
取締役	松原利直		株式会社ウエスコ代表取締役社長
社外取締役	福原一義		福原一義公認会計士事務所所長 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役
社外取締役	千葉喬三		学校法人中国学園大学・中国短期大学学長
常勤監査役	山﨑恭敬		
社外監査役	有澤和久		公認会計士・税理士有澤会計事務所所長 岡山県貨物運送株式会社社外取締役 株式会社アルファ社外監査役 株式会社ベルティス社外監査役
社外監査役	首藤和司		首藤法律事務所代表 医療法人思誠会渡辺病院監事

（注）1．社外監査役 有澤和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2．社外監査役 首藤和司氏は、弁護士の資格を有しており、法律全般およびコンプライアンス等に関する専門的知識ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当社は、福原一義、千葉喬三、有澤和久、首藤和司の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社グループの全ての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得たことや犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為など、一定の免責事項を定めており、塡補の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約は、2021年３月12日開催の取締役会にて承認され継続して締結をしております。

(5) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	非金銭報酬等	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	50,456 (8,400)	34,500 (8,400)	2,806 (−)	13,150 (−)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,743 (2,400)	8,220 (2,400)	467 (−)	3,055 (−)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	62,199 (10,800)	42,720 (10,800)	3,274 (−)	16,205 (−)	7 (4)

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、2020年10月27日開催の第７回定時株主総会終結の時を以て退任した取締役１名分が含まれております。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．当社は、取締役（社外取締役を除く）の報酬の構成については、固定枠である基本報酬と前事業年度の業績等を総合的に勘案し決定する賞与（変動枠）のほか、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬制度で構成しております。なお、業績連動報酬等やストックオプションによる報酬制度は採用しておりません。

4．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、（注）５、６のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は事業報告13ページ「２．⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5．取締役の金銭報酬の額は、2014年10月28日開催の第１回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち、社外取締役年額35,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は２名）であります。
また、上記の金銭報酬枠の内枠で、2020年10月27日開催の第７回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を100千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、２名であります。

6．監査役の金銭報酬の額は、2014年10月28日開催の第１回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち社外監査役は２名）であります。
また、上記の金銭報酬枠の内枠で、2020年10月27日開催の第７回定時株主総会において、株式報酬の額として年額6,000千円以内、株式数の上限を10千株以内（社外監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は、１名であります。

7．取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く）の責務ならびに業績等を踏まえた賞与の決定を委任しております。当該報酬の決定を委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案し、各取締役の責務に応じた評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
なお、当事業年度に係る報酬の決定に際しては、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長　山地　弘氏が、株主総会の決議により定めた範囲内で、各取締役の報酬額案を作成した後、独立社外取締役、独立社外監査役に意見を求めたうえで決定しております。また、各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定めた報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。今後、指名・報酬委員会の設置等については、必要に応じて検討してまいります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　　名	兼　職　先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	福原一義	福原一義公認会計士事務所	所長	当社と福原一義公認会計士事務所との間には重要な取引関係はありません。
		税理士法人福原・嘉崎会計事務所	代表社員	当社と税理士法人福原・嘉崎会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社サンマルクホールディングス	社外監査役	当社と株式会社サンマルクホールディングスとの間には重要な取引関係はありません。
取締役	千葉喬三	学校法人中国学園大学・中国短期大学	学長	当社と学校法人中国学園大学・中国短期大学との間には重要な取引関係はありません。
監査役	有澤和久	公認会計士・税理士有澤会計事務所	所長	当社と公認会計士・税理士有澤会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		岡山県貨物運送株式会社	社外取締役	当社と岡山県貨物運送株式会社との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社アルファ	社外監査役	当社と株式会社アルファとの間には重要な取引関係はありません。
		株式会社ベルティス	社外監査役	当社と株式会社ベルティスとの間には重要な取引関係はありません。
監査役	首藤和司	首藤法律事務所	代表	当社と首藤法律事務所との間には重要な取引関係はありません。
		医療法人思誠会渡辺病院	監事	当社と医療法人思誠会渡辺病院との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	福原一義	当事業年度開催の取締役会４回のうち４回出席し、主に公認会計士・税理士としての見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務、会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	千葉喬三	当事業年度開催の取締役会４回のうち４回出席し、主に大学教授としての見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に豊富な学術的知見で当社の経営に対して客観的且つ中立的な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	有澤和久	当事業年度開催の取締役会４回、監査役会７回のうち、取締役会に４回、監査役会に６回出席し、必要に応じ、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。
監査役	首藤和司	当事業年度開催の取締役会４回、監査役会７回のうち、取締役会に４回、監査役会に７回出席し、必要に応じ、法務、コンプライアンス、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。

（注）1. 福原一義、千葉喬三、有澤和久、首藤和司の４氏は、日頃から法令等の遵守を徹底するよう適宜注意喚起を行っており、必要な意見を述べております。

2. 上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条および当社定款第27条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人　トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
31,000千円

②　当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
33,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

③　監査役会が上記報酬に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会計監査人との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しておりません。

連結貸借対照表

(2021年７月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,587,297**	**流動負債**	**4,879,274**
現金及び預金	6,878,033	業務未払金	675,343
受取手形及び完成業務未収入金	1,183,099	リース債務	46,991
有価証券	599,817	未払金	1,955,354
金銭の信託	600,000	未払法人税等	313,405
商品	4,256	未成業務受入金	1,116,741
未成業務支出金	2,016,935	受注損失引当金	212
原材料及び貯蔵品	17,604	その他	771,224
その他	292,794	**固定負債**	**281,842**
貸倒引当金	△5,243	リース債務	70,401
固定資産	**8,062,705**	繰延税金負債	58,217
有形固定資産	**3,457,513**	資産除去債務	73,277
建物及び構築物	1,199,769	その他	79,946
機械装置及び運搬具	18,828	**負債合計**	**5,161,117**
土地	1,837,522	純資産の部	
リース資産	108,061	**株主資本**	**14,360,369**
建設仮勘定	8,063	**資本金**	**400,000**
その他	285,267	**資本剰余金**	**9,846,179**
無形固定資産	**136,128**	**利益剰余金**	**4,993,421**
投資その他の資産	**4,469,063**	**自己株式**	**△879,231**
投資有価証券	2,672,198	**その他の包括利益累計額**	**128,516**
繰延税金資産	635,944	その他有価証券評価差額金	128,516
その他	1,163,369	**純資産合計**	**14,488,885**
貸倒引当金	△2,450		
資産合計	**19,650,002**	**負債・純資産合計**	**19,650,002**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年8月1日
至 2021年7月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**13,774,442**
売上原価		**10,036,155**
売上総利益		**3,738,287**
販売費及び一般管理費		**2,912,422**
営業利益		**825,865**
営業外収益		
受取利息及び配当金	59,249	
その他	182,924	242,173
営業外費用		**10,950**
経常利益		**1,057,088**
特別利益		
固定資産売却益	149,872	149,872
特別損失		
固定資産除売却損	59,667	59,667
税金等調整前当期純利益		**1,147,293**
法人税、住民税及び事業税	359,045	
法人税等調整額	3,283	362,329
当期純利益		**784,964**
親会社株主に帰属する当期純利益		**784,964**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年９月10日

株式会社ウエスコホールディングス
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越　智　慶　太㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　村　康　弘㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエスコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2021年７月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**1,845,008**
現金及び預金	465,725
有価証券	599,817
金銭の信託	600,000
前払費用	26,002
その他	153,463
固定資産	**10,061,085**
有形固定資産	**1,800,122**
建物	601,294
構築物	26,785
工具、器具及び備品	4,730
土地	1,167,311
無形固定資産	**896**
ソフトウェア	896
投資その他の資産	**8,260,066**
投資有価証券	2,557,998
関係会社株式	2,631,662
出資金	907,689
長期貸付金	2,148,695
長期前払費用	13,452
その他	568
資産合計	**11,906,093**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**77,607**
未払金	48,458
未払費用	3,883
未払法人税等	4,728
預り金	920
前受収益	3,742
その他	15,873
固定負債	**88,879**
繰延税金負債	56,828
資産除去債務	7,051
その他	25,000
負債合計	**166,487**
純資産の部	
株主資本	**11,611,089**
資本金	**400,000**
資本剰余金	**9,846,179**
その他資本剰余金	9,846,179
利益剰余金	**2,244,141**
利益準備金	100,000
その他利益剰余金	2,144,141
繰越利益剰余金	2,144,141
自己株式	**△879,231**
評価・換算差額等	**128,516**
その他有価証券評価差額金	128,516
純資産合計	**11,739,606**
負債・純資産合計	**11,906,093**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自　2020年８月１日
至　2021年７月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		
受取配当金	367,304	
経営指導料等	93,216	
賃貸収入	262,426	722,947
営業費用		
賃貸原価	130,762	
一般管理費	290,822	421,584
営業利益		**301,362**
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,528	
その他	105,849	157,377
営業外費用		
支払利息	156	
その他	6,219	6,375
経常利益		**452,365**
特別利益		
固定資産売却益	142,091	142,091
特別損失		
固定資産除売却損	59,667	59,667
税引前当期純利益		**534,789**
法人税、住民税及び事業税	1,250	
法人税等調整額	△40	1,209
当期純利益		**533,580**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年９月10日

株式会社ウエスコホールディングス
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越　智　慶　太　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　村　康　弘　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年８月１日から2021年７月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年９月13日

株式会社ウエスコホールディングス　監査役会

常勤監査役　山﨑　恭敬　㊞

社外監査役　有澤　和久　㊞

社外監査役　首藤　和司　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

　第８期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案するとともに、安定配当の維持および内部留保に意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭とさせていただきます。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　１株につき金16円、総額235,459,568円といたしたいと存じます。
　　これにより、通期の配当は１株につき16円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年10月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やまじ　ひろし 山地　弘 (1945年５月21日生)	1991年４月　株式会社ウエスコ入社 1991年６月　同社取締役 1993年６月　同社常務取締役 1994年８月　同社専務取締役 1995年６月　同社代表取締役社長 2014年２月　当社代表取締役社長（現在）	159,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり、当社グループの経営を統括し、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることに加え、当社設立時より代表取締役社長を務め、その職務・職責を適切に果たしておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	まつばら　としなお 松原　利直 (1953年７月４日生)	1994年４月　株式会社ウエスコ入社 2002年８月　同社島根支社長 2005年10月　同社執行役員島根支社長 2010年10月　同社取締役執行役員島根支社長 2011年４月　同社取締役執行役員岡山支社長兼事業部統括部長 2012年４月　同社取締役執行役員岡山支社長兼技術推進本部長 2012年10月　同社代表取締役副社長兼技術推進本部長 2014年２月　当社取締役 株式会社ウエスコ代表取締役社長 2020年10月　当社取締役（現在） 2021年８月　株式会社ウエスコ代表取締役会長（現在）	66,500株
	【取締役候補者とした理由】 当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、支社および技術部門を統括する職歴を有していることに加え、株式会社ウエスコの代表取締役を務め、企業経営にも関与するなど、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>ふくはら　かずよし
福　原　一　義
(1949年９月27日生)</td><td>1977年３月　公認会計士登録（現在）
1984年12月　税理士登録（現在）
1989年６月　株式会社ウエスコ社外監査役
2001年11月　福原一義公認会計士事務所 所長（現在）
2004年10月　税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員（現在）
2005年11月　株式会社サンマルクホールディングス社外監査役（現在）
2014年２月　当社社外監査役
2014年10月　当社社外取締役（現在）</td><td>10,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
福原一義氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として財務・会計について豊富な知見を有していることや、長年にわたり当社および株式会社ウエスコの社外監査役として監査を遂行していただいた経験を活かして、意思決定の妥当性や業務執行の適正性を確保するために適切な人物であると判断したためであります。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
また、同氏に期待される役割は、企業会計の専門家としての豊富な経験と知見を活かして、客観的・中立的な立場で経営の監督・助言等いただくこと、および、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>ちば　きょうぞう
千　葉　喬　三
(1939年11月22日生)</td><td>2005年６月　国立大学法人岡山大学長
2011年４月　国立大学法人岡山大学名誉教授
2011年６月　学校法人就実学園理事長
2011年７月　学校法人追手門学院理事
2012年４月　就実大学特任教授
2012年４月　ベトナム国立フエ大学名誉教授
2014年７月　学校法人追手門学院評議員・評議員会議長
2015年10月　当社社外取締役（現在）
2016年７月　学校法人追手門学院理事長参事
2018年６月　学校法人中国学園大学・中国短期大学学長（現在）</td><td>10,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
千葉喬三氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授・学長として豊富な学術的知見を有していることや、学校法人理事長としての経験を活かして、特に組織運営や人材育成について、専門的な観点から意思決定の妥当性や業務執行の適正性を確保するために適切な人物であると判断したためであります。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
また、同氏に期待される役割は、学術的な知見と豊富な社会活動経験を活かして、客観的・中立的な立場で経営の監督・助言等いただくこと、および、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等をいただくことであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．福原一義、千葉喬三の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、

同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は両氏と当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、取締役に再任された場合は契約を継続いたします。なお、当該契約に基づく会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

3．福原一義氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時を以て７年であります。なお、同氏は過去に当社および当社子会社の社外監査役に就任しておりました。また、千葉喬三氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時を以て６年であります。

4．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役　山﨑恭敬および社外監査役の首藤和司の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者の番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>やまさき　ゆきひろ
山　﨑　恭　敬
(1959年11月13日生)</td><td>1990年２月　株式会社ウエスコ入社
1999年８月　同社兵庫支社営業部総務課長
2010年11月　同社管理本部総務部総務課長兼内部統制管理責任者
2013年７月　同社監査室長兼法務担当
2014年２月　当社監査室長兼法務担当
2019年10月　当社常勤監査役（現在）</td><td>14,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【監査役候補者とした理由】
当社および主要な子会社である株式会社ウエスコにおいて、内部統制、法務関係および監査に関する業務に携わり、監査関係全般に関する豊富な経験と知識を有することから、当社経営の適切な監査を行っていただけるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>すどう　かずし
首　藤　和　司
(1963年６月22日生)</td><td>1992年４月　検察官として任官
2004年４月　弁護士登録（現在）
2011年９月　首藤法律事務所代表（現在）
2014年８月　医療法人思誠会渡辺病院監事（現在）
2017年10月　当社社外監査役（現在）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外監査役候補者とした理由】
長年にわたる検察官ならびに弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有するとともに、当社経営陣から独立した立場にあることから、社外監査役として当社取締役の職務の執行に対する監督ならびに適切な助言、提言をしていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。
なお、首藤和司氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．首藤和司氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は同氏と当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、監査役に再任された場合は契約を継続いたします。なお、当該契約に基づく会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

３．首藤和司氏が当社社外監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時を以て４年であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことや、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております、各監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

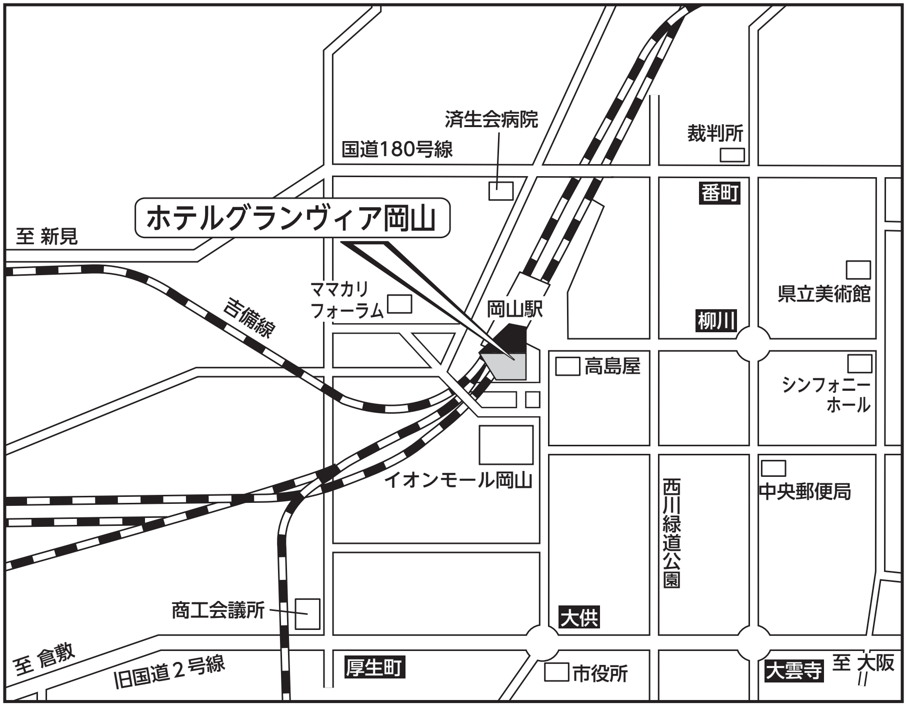

会　場　岡山市北区駅元町１番５
ホテルグランヴィア岡山　４階　フェニックスの間
電　話　086－234－7000

交　通　ＪＲ岡山駅２階と直結

※　なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。